

神奈川大学日本常民文化研究所規則

昭和 56 年 7 月 6 日

規則第 26 号

(名称)

第 1 条 神奈川大学学則第 4 条に基づき、神奈川大学日本常民文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 研究所は、日本の常民文化に関する調査研究を行い、日本文化研究の発展に資することを目的とする。

(付置センター)

第 3 条 研究所に神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの組織その他必要な事項は、神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター規程に定める。

(事業)

第 4 条 研究所は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査に関すること。
- (2) 研究及び調査の成果発表に関すること。
- (3) 研究及び調査の指導並びに育成に関すること。
- (4) 研究及び調査の委託並びに受託に関すること。
- (5) その他研究所の目的達成に必要な事項に関すること。

(職員)

第 5 条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長
 - (2) 所員
 - (3) 専属の事務職員
 - (4) 特別研究員及び客員研究員
- (所長)

第 6 条 所長は研究所を統括し、代表するとともに研究所所員会議（以下「所員会議」という。）の議長となる。

2 所長は毎年度の終りに当該年度の事業の経過及び次年度の事業計画を学長に報告し、承認を得なければならない。

3 所長は本学専任教員のうちから、所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。

4 所長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 所長が欠けたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第 7 条 所長は、学部又は大学院等、他の機関の長を兼ねることができない。

(所員)

第 8 条 所員は本学の専任の教授、准教授及び助教であって、その専攻分野がこの研究所の事業に密接な関係のある者のうちから、所員会議の審議を経て、学長が委嘱するものとし、必要により専属の所員を置くことができる。

2 前項の所員の任期は 3 年とし再任を妨げない。ただし、専属の所員はこの限りでない。

(特別研究員及び客員研究員)

第 9 条 特別研究員は、研究所（センターも含む。）の事業推進に寄与し得る研究者を育成するために置くもので、

神奈川大学大学院各研究科博士後期課程を修了した者又は単位取得満期退学した者のうち、当該研究科委員長及び指導教授の推薦に基づき、所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。

2 特別研究員の研究期間は 2 年とし、再任を妨げない。

3 客員研究員は、研究所（センターも含む。）の事業遂行に必要な協力を得るために置くもので、学外（国外を含む。）の大学の教授、准教授、助教、専任講師又はそれと同等の研究歴を有すると認められる者のうち、所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。

4 客員研究員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 特別研究員及び客員研究員には、所員に準ずる研究上の便宜が供与される。ただし、予算の執行を伴うもので、別に定める取扱いに掲げるものについてはこのかぎりではない。

6 特別研究員及び客員研究員の申請にあたっては、所定の申請書を所長に提出しなければならない。

(所員会議)

第 10 条 所員会議は所員をもって構成し、必要に応じて所長が招集し、次の事項を審議すること。

- (1) 事業計画並びに研究、調査に関すること。
- (2) 管理運営に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) その他研究所の重要事項に関すること。

(運営委員)

第 11 条 研究所に運営委員若干名を置く。

2 運営委員は、所長を助けて研究所の運営にあたる。

3 運営委員は、所員会議において選任する。

4 運営委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(著作に関する権利)

第 12 条 研究所における研究、調査に基づく著作に関する権利の帰属又は利用については、別に定める。

(規則の改廃)

第 13 条 この規則の改廃については、所員会議の審議を経なければならない。

附 則

この規則は、昭和 56 年 7 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 5 日規則第 58 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 2 月 6 日規程第 616 号)

この規則は、平成 15 年 2 月 6 日から施行し、平成 14 年 12 月 19 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 15 日規程第 732 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 11 日規則第 79 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日規程第 1063 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター規程

平成 20 年 3 月 11 日

規程第 779 号

(設置)

第 1 条 神奈川大学日本常民文化研究所規則第 3 条に基づき、神奈川大学日本常民文化研究所（以下「研究所」という。）に非文字資料研究センター（以下「センター」という。）を付置する。

(目的)

第 2 条 センターは、非文字資料に関する調査研究、資料収集及び情報発信を行う。

(職員)

第 3 条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター研究員
- (3) 専属の事務職員
- (4) センター特別研究員及びセンター客員研究員
(センター長)

第 4 条 センター長は、センターを統括し、センターを代表するとともにセンター研究員会議（以下「研究員会議」という。）の議長となる。

- 2 センター長は、当該年度の事業の経過及び次年度の事業計画を研究所所長（以下「所長」という。）に報告し、研究所所員会議の承認を得なければならない。
- 3 センター長は、研究所所員のうちから研究員会議が推薦し、研究所所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。
- 4 センター長は、所長が兼務することができる。
- 5 センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 センター長が欠けたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第 5 条 センター研究員は、次に掲げる神奈川大学の教育職員で、その専攻分野がこのセンターの目的に密接な関係がある者のうちから、研究員会議が推薦し、研究所所員会議の審議を経て、学長が委嘱するものとし、必要により専属のセンター研究員を置くことができる。

- (1) 教授、准教授、助教、助手
 - (2) 特任教員、外国人特任教員
 - (3) 特別助手及び特別助教
- 2 センター研究員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、専属のセンター研究員の場合はこの限りではない。

(センター特別研究員及びセンター客員研究員)

第 6 条 センター特別研究員は、センターの事業推進に寄

与し得る研究者を育成するために置くもので、神奈川大学大学院各研究科博士後期課程を修了した者又は単位取得満期退学した者のうち、当該研究科委員長及び指導教授の推薦に基づき、研究員会議が承認し、研究所所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。

- 2 センター特別研究員の研究期間は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 センター客員研究員は、センターの事業遂行に必要な協力を得るために置くもので、学外（国外を含む。）の大学の教授、准教授、助教、専任講師又はそれと同等の研究歴を有すると認められる者のうち、研究員会議が承認し、研究所所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。
- 4 センター客員研究員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 センター特別研究員及びセンター客員研究員には、センター研究員に準ずる研究上の便宜が供与される。ただし、予算の執行を伴うもので、別に定める取扱いに掲げるものについてはこの限りではない。
- 6 センター特別研究員及びセンター客員研究員の申請にあたっては、所定の申請書をセンター長に提出しなければならない。
(研究員会議)

第 7 条 研究員会議は、センター研究員をもって構成し、必要に応じてセンター長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 非文字資料の研究・調査に関すること。
- (2) 管理運営に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) その他センターの重要事項に関すること。

2 センター長は、必要があると認めるときはセンター研究員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 19 日規程第 1028 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日規程第 1063 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

国際常民文化研究機構運営委員会規程

平成 21 年 7 月 3 日

規程第 818 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）に基づく共同利用・共同研究拠点として認定された国際常民文化研究拠点の主体的な運営のため、国際常民文化研究機構における運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(運営委員会)

第 2 条 国際常民文化研究機構に、共同利用・共同研究拠点における事業（以下「共同研究拠点事業」という。）の円滑な遂行と継続的な推進を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者につき、学長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 委員

ア 共同研究拠点事業に関係する研究者コミュニティの意向を反映できる学外者

イ 神奈川大学日本常民文化研究所（以下「常民文化研究所」という。）非文字資料研究センター長及び常民文化研究所運営委員

ウ 研究支援部長又は部次長

エ その他国際常民文化研究機構の運営に必要な研究者

3 前項第 3 号アに規定する委員は、委員総数の半数以上とする。

(委員長)

第 3 条 委員長は、常民文化研究所長をもって充てる。

2 委員長は、各部門における研究計画の進行及び管理運営状況を把握し、共同研究拠点事業遂行に伴う業務を統括する。

3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第 4 条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、共同研究拠点事業の継続期間とする。

2 委員が欠けた場合における補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 6 条 運営委員会は、共同研究拠点事業に係る業務計画

等に沿った事業の推進・達成のために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同研究拠点事業に係る事業計画の策定に関すること。
- (2) 共同研究拠点事業に係る研究課題等の選考・採択に関すること。
- (3) 共同研究拠点事業に係る研究者の人事等に関すること。
- (4) 共同研究拠点事業に係る評価に関すること。
- (5) その他共同研究拠点事業の実施に係る重要事項（議事運営）

第 7 条 運営委員会は、委員総数の過半数により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 前項において可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議事については、議事録を作成する。

(学内運営委員会)

第 8 条 運営委員会において決定した事項に基づき、共同研究拠点事業の速やかな遂行を図るため、学内運営委員会を置く。

2 学内運営委員会は、運営委員会委員のうち、神奈川大学に所属する者によって構成する。

3 学内運営委員会は、運営委員会委員長が招集する。

4 学内運営委員会は、共同研究拠点事業の具体的な実施計画等を策定し、運営委員会の承認を得て遂行する。

5 学内運営委員会の議事運営については、前条の規定を準用する。

(事務の所管)

第 9 条 運営委員会に関する事務は、常民文化研究所（共同研究拠点事業担当）が所管する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 3 日から施行し、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日規程第 939 号）

この規程は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 19 日規程第 1029 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 19 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規程第 1063 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。